



被害者の手引き

交通事故の被害者と
その家族のために

福岡県警察



はじめに

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか
- 警察が被害者やその家族の方にお願ひすることは何か
- 事故の加害者はどのような手続きで処罰されるのか
- 自動車の保険制度

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものであり、少しでもお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談下さい

担当者は

警察署(隊) 課 係

氏 名

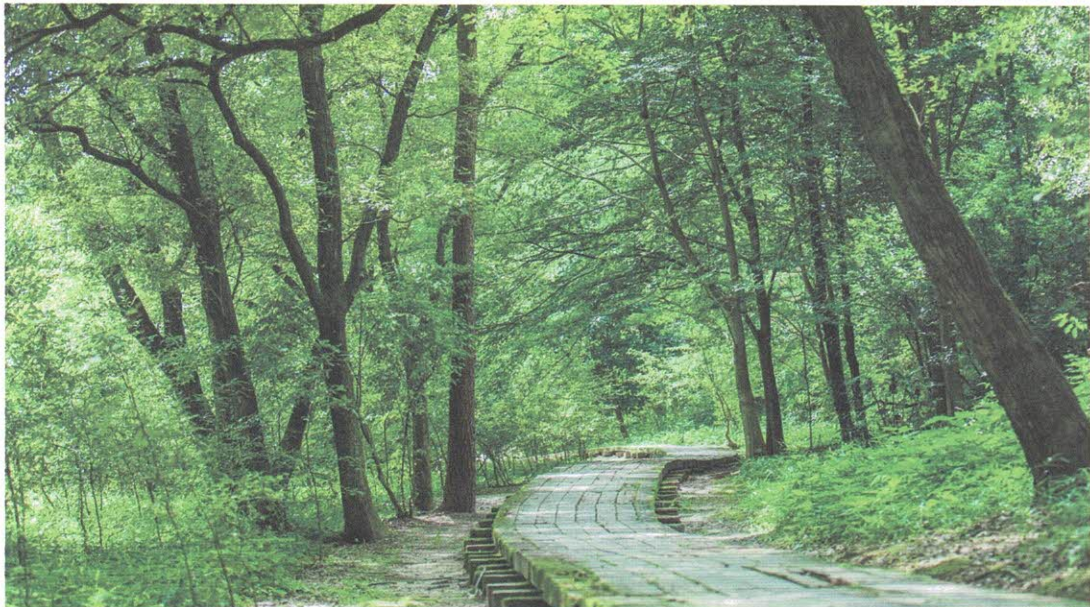
電 話

です。



目次

- 1 警察からの支援などはあるのですか・・・・・・・・・・ 1
～ 支援と連絡の制度 ～
- 2 加害者はどのように処罰されるのですか・・・・・・・・ 3
～ 捜査開始から処分決定までの流れ ～
- 3 自動車保険などについて教えてください・・・・・・・・ 7
～ 補償と保険の制度 ～
- 4 援助や救済制度はあるのですか・・・・・・・・・・ 11
～ 援助や救済の内容 ～
- 5 警察以外の相談窓口はあるのですか・・・・・・・・・・ 14
～ 関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関 ～



1 警察からの支援などはあるのですか

警察では、交通事故の被害者やその家族の方に対する支援と連絡を行う制度があります。

指定被害者支援要員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者やその家族の方に、警察職員が付き添うなどして、交通事故の捜査状況の説明や今後の不安について相談を受けるなどの活動を行っております。

被害者連絡制度

交通事故の被害者やその家族の方は、事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の刑事処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、このような関心に応えるために、事故のケースによっては、その事故を担当している捜査員等が被害者やその家族の方に対して、情報をお知らせしております。

事故の相手方に関すること

- 加害者の住所、氏名及び年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況

などに関する情報をお知らせします。

事故の相手方の処分に関すること

- 加害者の検挙状況
- 加害者の処分状況

送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所などに関する情報をお知らせします。

その他

被害者やその家族の方の中には、事故のことを思い出したくないので知らせないで欲しいという方もおられると思います。

その場合には、担当捜査員にその旨、お知らせ下さい。



警察の相談窓口

警察では、専門的な立場から被害者等の相談に乗るなどの支援活動も行っています。その窓口を紹介しますので、参考にして下さい。

① 警察安全相談コーナー(各種警察相談の受付)

☎ 092—641—9110 (#9110)

② 交通事故に関する相談窓口

- 最寄りの警察署交通課
- 福岡県警察本部交通捜査課

☎ 092—641—4141 (内線5424)

月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始は除く)

- 都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援室ホームページ

<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm> をご参照下さい。

検察庁における被害者支援員制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

【検察庁の相談窓口】

検 察 庁 被害者ホットライン	事件を扱った検察庁や最寄りの検察庁で被害相談や事件に対する問い合わせができます。 ◇福岡地方検察庁 電話：092-734-9080 ◇小倉支部 電話：093-592-9441 ※ 検察庁ホームページ http://www.kensatsu.go.jp/
--------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 加害者はどのように処罰されるのですか



交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。

捜 査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

警察は、交通事故が発生した場合には、次のような捜査を行います。

事情聴取

事故にあわれた状況や事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。

供述調書を作成することもあります。



被害者やその家族の方には、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。

実況見分

実況見分とは、警察が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者やその家族の方には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。

また事故当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。



事件送致

警察が捜査により明らかにした事故の被疑者及び内容（証拠）を、検察官に送ります。警察は、一定の証拠に基づいて犯人であると認められる者を被疑者と呼んでいます。（マスコミ等では、被疑者のことを容疑者として表現していることが多くみられます。）

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致する手続きをとります。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することもあります。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取り調べなどの捜査を行ったのちに、関係書類と証拠品を検察官に送致する手続きをとります。



起訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を起訴
 - 裁判にかけない場合を不起訴
- と言います。

また、起訴には

- 公開の裁判を請求する公判請求
 - 書面審査により罰金や科料を命じる裁判を請求する略式請求
- とがあります。（被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。）



※ 起訴、不起訴の判断に必要がある場合等には、検察官が被害者等から事情を聞きますので、ご理解下さい。

※ 不起訴となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問合せ下さい。

公判等

公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者等には、刑事裁判において、証人等として証言等していただくことがあります。裁判では、被害者等を保護するために、次のような制度が定められています。

- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他、次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、配慮がされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起さなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

【被害者参加制度】

危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

【被害者国選弁護制度】

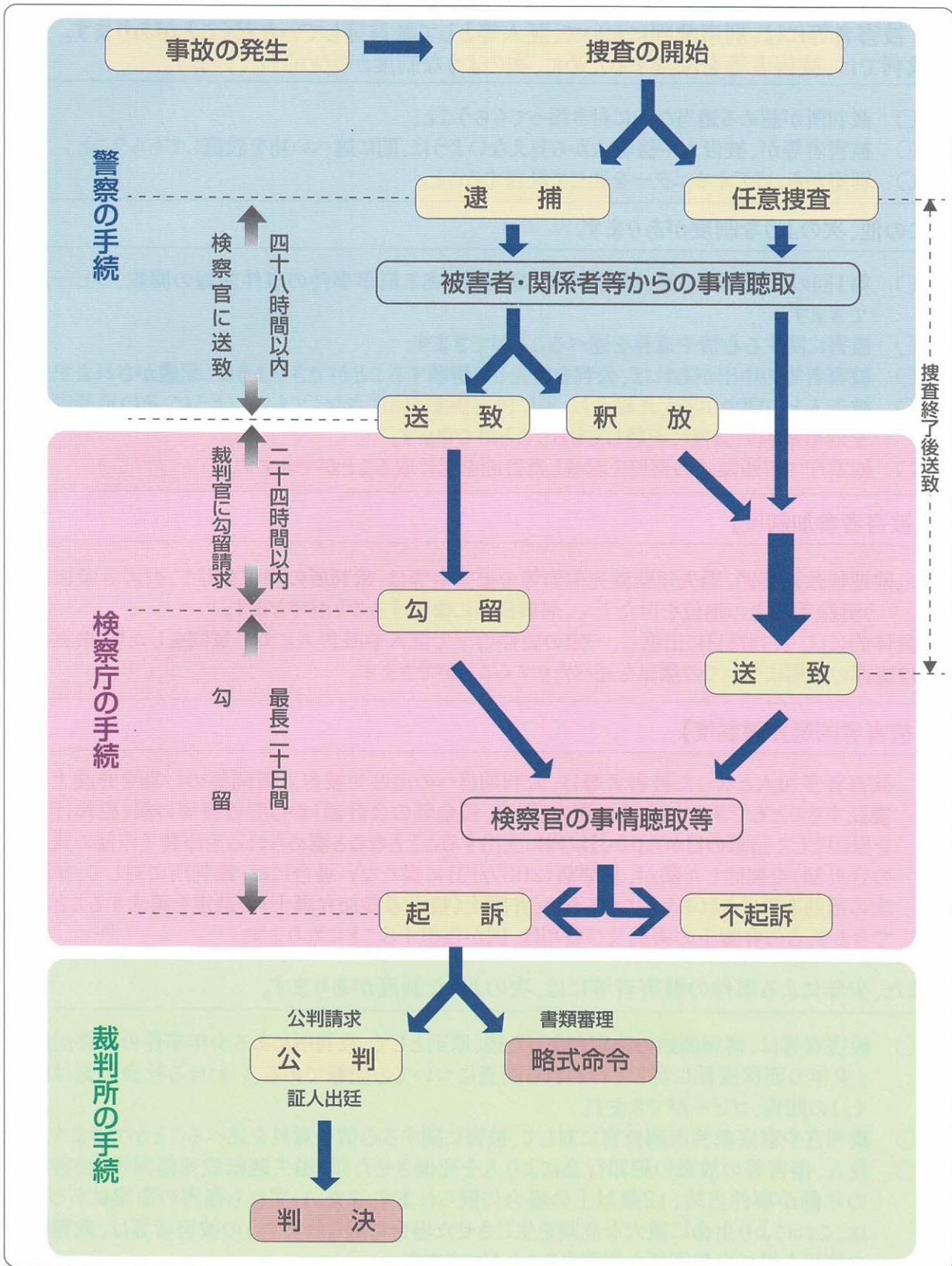
被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力(現金、預金等の合計額)から療養費等の額(犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額)を控除した額が、基準額(200万円)に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士(被害者参加弁護士)の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

また、少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。

- 被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録(少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。)の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等(加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。)の被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせ下さい。

刑事手続きの流れ図



※ 犯人が少年（20歳未満）のときは、少年審判手続きなどによる場合があります、これらの手続きとは違いがあります。

3 自動車保険などについて教えてください



交通事故の被害者への補償制度は、次のようになっています。

自賠責保険と任意保険

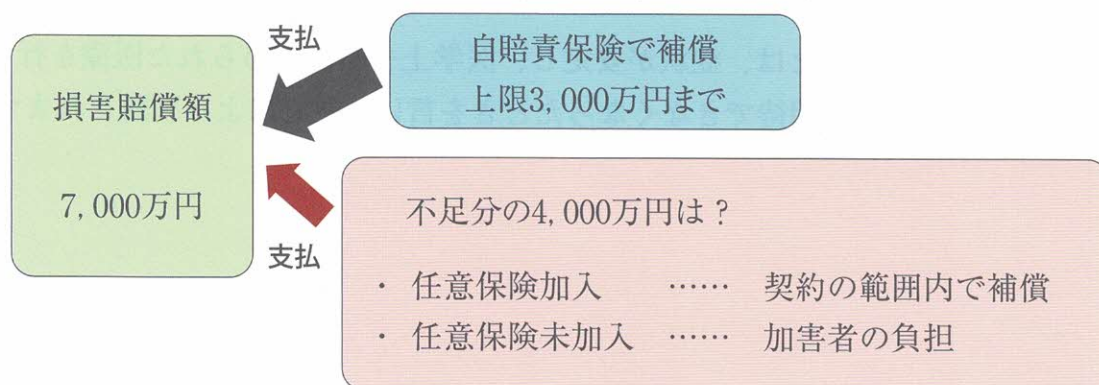
自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）と任意保険があり

- 自賠責保険は、交通事故による被害者やその家族の方の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

自賠責保険		対 比	任 意 保 険							
加入しなければならない(義務)		加 入	任 意							
人身損害だけ		対 象	人身損害と物損							
<table border="1"> <tr> <td>死 亡</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>傷 害</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後遺障害</td> <td>75万～4,000万円</td> </tr> <tr> <td>(1～14の障害等級による)</td> </tr> </table>		死 亡	3,000万円	傷 害	120万円	後遺障害	75万～4,000万円	(1～14の障害等級による)	支払い 限度額	保険契約の限度額までの補償
死 亡	3,000万円									
傷 害	120万円									
後遺障害	75万～4,000万円									
	(1～14の障害等級による)									

人的損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害額が補償額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険（全額又は一部）で補償されます。未加入の場合、加害者の負担となります。



自賠償保険

自賠償保険の請求

加害者又は被害者が、各保険会社に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

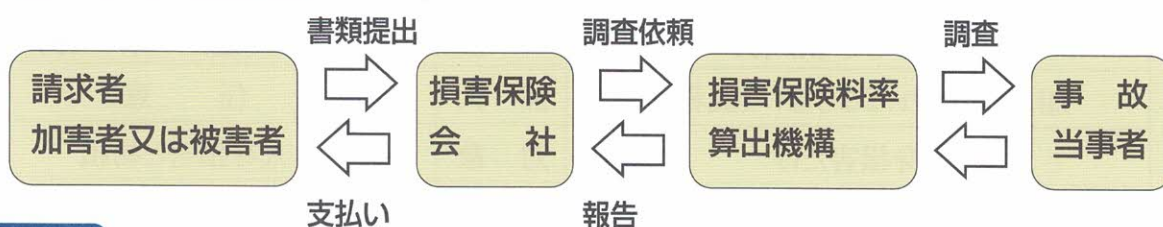
○被害者請求

被害者やその家族の方から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社などに対して損害賠償額の支払いを請求できます。

○加害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社などに対して保険金を請求できます。

保険請求の流れ



仮渡金

被害者やその家族の方が交通事故によって困窮することのないよう、示談が成立して保険金が出るまでの当座の出費に充てるために、仮渡金の制度があります。

※ 請求の具体的な手続きについては、損害保険会社などにお問い合わせ下さい。

請求できる期間

請求区分	いつから	いつ（時効完成）までに
傷 害	治療を終えた日	事故発生から3年以内
後遺障害	症状固定日	症状固定日から3年以内
死 亡	死 亡 日	死亡日から3年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

自賠償保険請求 提出書類一覧表

必 要 書 類	加害者請求			被 害 者 請 求				
	死亡	後遺 障害	傷害	死亡	後遺 障害	傷害	仮渡金	
							死亡	傷害
保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書(人身事故)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書(死亡診断書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書(控え)など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書	◎	◎	◎					
示談書(示談成立の場合)	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	◎			◎			◎	
後遺障害診断書		◎			◎			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。
その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険(共済)

※ 保険金請求の具体的な手続きについては、各損害保険会社にお問い合わせ下さい。



被害にあわれた方



事故後速やかに連絡



保険会社

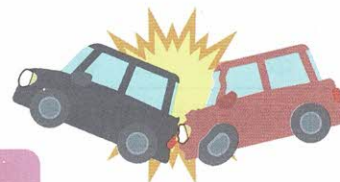
自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。

このような場合などに、政府（国土交通省）が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

保険金請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ね下さい。



自賠責保険（共済）と政府の保障事業の違い

自賠責保険(共済)		政府の保障事業
加害者及び被害者	請求者	被害者のみ
死亡、傷害、後遺障害に応じて人身事故の損害を対象に支払われます。	支払い 限度額	自賠責保険と同額となりますが、社会保険による給付があれば、その金額を差し引いて支払われます。
被害者に重大な過失のあった場合に減額されます。	減額等	民法上の過失相殺が適用されます。

※交通事故に関する損害賠償請求方法等についてのご相談は、「各種相談窓口」に記載されている各機関にお問い合わせ下さい。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者やその家族の方は、加害者本人のほかに、自家用自動車の所有者や運送事業者等に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続きに従って行われるもので、刑事手続きとは別個のもので、警察が直接関与することができないことをご理解下さい。

4 援助や救済制度はあるのですか

交通事故の被害者やその家族の方に対する援助・救済制度については、次のようなものがあります。



福祉制度

官公庁が行うもの

名 称	内 容
福祉制度	<p>交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受ける場合があります。</p> <p>また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。</p> <p>窓口：市役所・町村役場、福祉事務所</p>
公営住宅への優先入居	<p>交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに、公営住宅への優先入居ができる制度です。</p> <p>窓口：公営住宅管理担当窓口</p>

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせ下さい。



各種援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
<p>独立行政法人 自動車事故対策機構 【福岡主管支所】 TEL 092-451-7751</p> <p>NASVA 交通事故 被害者ホットライン 0570-000738 ホームページ http://www.nasva.go.jp</p>	<p>重度後遺障害者への介護料支給や交通遺児等に対する育成資金の無利子貸付け等、下記のような被害者援護事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自動車事故により、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、常時または随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料支給 ②脳損傷による遷延性意識障害者に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら、適切な治療と看護を行う専門病院の設置・運営 ③交通遺児または重度後遺障害者の子弟（中学校卒業まで）に対する育成資金の無利子貸付け ④友の会（集い、コンテストの開催等）を設置し、交通遺児の健やかな成長を支援 ⑤「NASVA交通事故被害者ホットライン」で事故に関する総合的な相談の受付
<p>公益財団法人 交通遺児等育成基金 TEL 03-5212-4511 ホームページ http://www.kotsuiji.or.jp</p>	<p>交通事故で父（母）親を亡くした満16歳未満の交通遺児が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて運用し、交通遺児が19歳に達するまで生活費用として毎月一定額が支給されます。加入の相談などは、基金事務局で受け付けています。</p>
<p>日本司法支援センター (愛称法テラス) サポートダイヤル 0570-078374 ホームページ http://www.houterasu.or.jp</p>	<p>被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。</p>

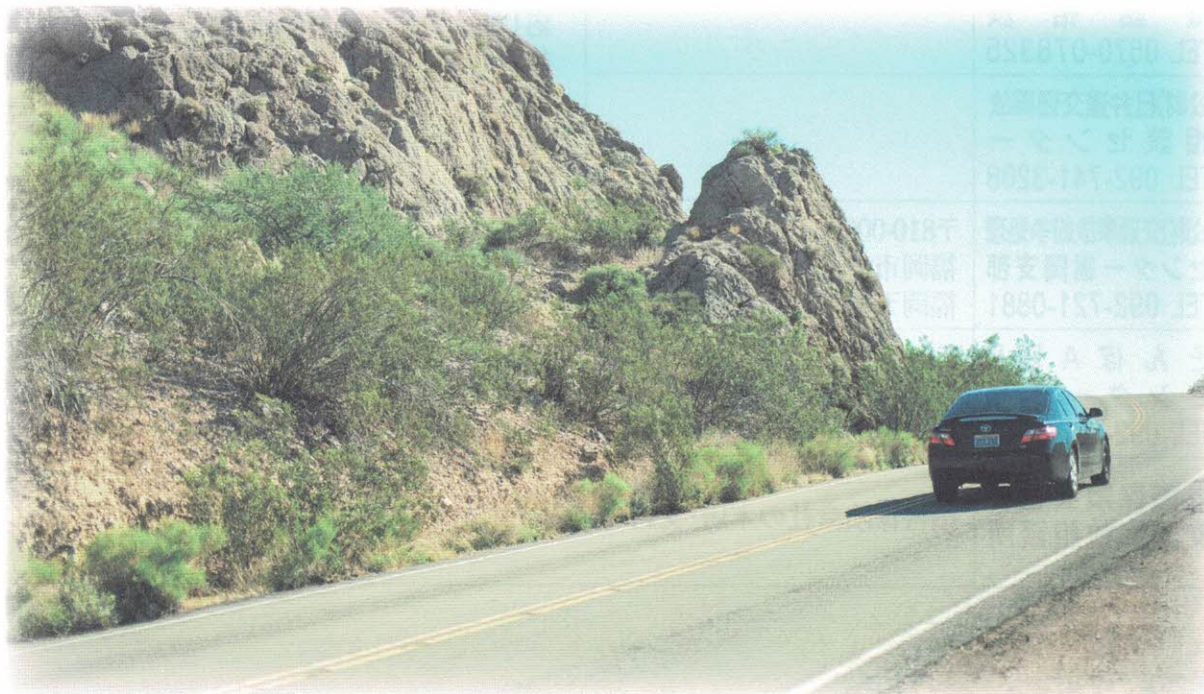
税法上の救済制度

交通事故により、負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医療費控除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの。
障害者控除	障害者の方に、27万円（重度の障害がある場合は40万円。以下同じ。）、扶養親族等が障害者である場合には、障害者の方一人につき27万円が控除されるもの。
寡婦(寡夫)控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として27万円の控除額が認められるもの。

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。



5 警察以外の相談窓口はあるのですか

被害者の方に対する援助については、官公庁や公的機関、その他各種の機関が相談窓口を開設しているほか、カウンセリングを受けることができます。

各種相談窓口

その関係機関を紹介しますので、参考にして下さい。

相談窓口・電話	所在地	内 容
福岡県 交通事故相談所 TEL 092-643-3168	〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁 1階	住民相談の一環として、交通事故の相談に応じています。 いずれも開庁時間、曜日等に制限がありますので、事前に問い合わせして下さい。
福岡市市長室広聴課 市民相談室 TEL 092-711-4097	〒810-0001 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所 2階	
北九州市 安全・安心相談センター TEL 093-582-2511	〒803-0813 北九州市小倉北区内1-1 北九州市役所 本庁 2階	
福岡県弁護士会交通事故 被害者サポートセンター TEL 092-741-2270		担当弁護士が無料で電話及び面談による法律相談のほか示談の斡旋など様々な相談に応じております。なお面談については、予約制になっておりますので、事前にお問い合わせ下さい。
(公財)日弁連交通事故 電話相談 TEL 0570-078325		
(公財)日弁連交通事故 相談センター TEL 092-741-3208		
(公財)交通事故紛争処理 センター福岡支部 TEL 092-721-0881	〒810-0001 福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神 フコク生命ビル10階	交通事故による被害者救済のために、和解の斡旋や法律相談を嘱託弁護士が行っております。なお、曜日等に制限があるうえ、事前予約制になっておりますので、事前にお問い合わせ下さい。
そんぼADR センター九州 TEL 092-235-1761	〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル 9階	(一社)日本損害保険協会が設立しており、自動車保険などの内容や保険金請求手続きなどについての説明や相談を行っております。
損害保険会社の 交通事故相談所	損害保険会社の本店・支店・営業所内にあります。	

カウンセリング

被害者の方の中には、強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。

このような方に対して、電話や面接によるカウンセリングを行う機関があります。

相談窓口	電話	所在地	内容
犯罪被害相談 【心のリリーフライン】	TEL 092-632-7830	〒812-8576 福岡市博多区 東公園7-7 福岡県警察本部内	犯罪の被害による精神的悩みの相談に応じております。 ・月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始は除く)
(公益社団法人) 福岡犯罪被害者 支援センター 【犯罪被害に関する 相談窓口】	福岡: TEL 092-409-1356 北九州: TEL 093-582-2796 筑豊: TEL 0948-28-5759 筑後: TEL 0942-39-4416		犯罪による悩みや不安の電話相談(民間ボランティアが対応) ・月～金 9:00～16:00
福岡県精神保健 福祉センター 【こころの健康相談】	TEL 092-582-7500		悩みの不安の相談に応じております。

その他

カウンセリングの相談窓口として紹介した(公益社団法人)福岡犯罪被害者支援センターは、福岡県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている民間支援団体です。

カウンセリングの他にも、警察や検察庁の事情聴取等への付添い、証人出廷や公判傍聴等の裁判所への付添い、刑事手続、被害者支援に関わる機関・団体等に関する情報提供等による被害者等の援助活動を行っています。



令和6年1月発行

